

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。

第 2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

公文書開示請求者（以下「開示請求者」という。）は、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、平成 31 年 3 月 13 日付けで実施機関に対し、「国道 449 号線の琉球セメント安和港棧橋付近で、道路占用許可が出された横断構造物に関する文書（ただし、信号の前後 100m 程の範囲とする。）」について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 第三者への意見照会

実施機関は、本件請求に係る対象公文書を「道路占用許可申請書及び許可書 4 件、道路占用工事着手届 2 件及び道路占用工事完了届 1 件（いずれも添付書類含む）」（以下「本件公文書」という。）と特定し、本件公文書に、条例第 16 条第 1 項に規定する第三者である特定企業に関する情報が記載されていることから、平成 31 年 3 月 25 日付けで特定企業へ、公文書の開示に係る意見照会を行った。

その結果、特定企業から平成 31 年 4 月 12 日付けで実施機関へ、「開示されると支障がある」として公文書の開示に係る意見書（以下「意見書」という。）が提出され、開示されると支障がある部分を「申請書内の情報すべて」とし、その理由を「施工業者の技術的ノウハウ等秘匿事項がある。設備規模等の流出により、弊社が不利益を被るおそれがある。」として開示に反対する旨の意思を表明した。

3 実施機関の決定

実施機関は、特定企業からの意見書提出の手続きを経て、本件公文書の中には条例第 7 条第 2 号及び第 3 号に定める不開示情報が含まれていることを理由として、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 31 年 4 月 26 日付けで開示請求者へ通知するとともに、特定企業に対して本件処分を行った旨を通知した。

4 審査請求及び執行停止申立

特定企業（以下「審査請求人」という。）は、実施機関による本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和元年

5月20日付けで実施機関に対し、審査請求及び執行停止申立を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和元年10月8日付けで沖縄県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張(要旨)

1 審査請求の趣旨

本件処分の一部不開示を求める。

2 審査請求の理由

本件処分の一部不開示となる部分に、設備規模、運用目的及び埋設位置などの情報が含まれており、それらが公になることで、地下通路への不法侵入や、第三者による設備の破壊行為などにより、不利益を被るおそれがある。

3 審査請求人の意見書

昨年末に安和栈橋からの石材出荷を開始して現在に至るまで、マスコミや個人のブログ等で、事実とは異なる内容や文書の一部のみを抜粋した偏った情報での記事掲載、報道、書き込みをされるなど、大きな風評被害を被っており、世間に誤解を与え、器物損壊被害や操業ロスによる損害が発生している現状がある。

上記に加え、反対運動による作業妨害行為を受け、出荷の遅延が生じ、操業ロスと膨大な損害額が日々発生し続けている。

このような中、今回開示請求がなされている情報(設備規模情報、詳細な位置情報等)を公開してしまうと、器物損壊被害だけでなく、最悪の場合は人的被害に至る可能性も危惧しており、セメント製造をはじめとする操業へのさらなる影響拡大・損害増大を懸念している。

第4 実施機関の弁明書(要旨)

審査請求人は、一部不開示となる部分に、設備規模、運用目的及び埋設位置などの情報が含まれており、それらが公になることで、地下通路への不法侵入や第三者による設備の破壊行為等を被るおそれがあると主張しているが、当該主張について確実性はなく、あくまで可能性であり、支障の程度が不明であり、法的保護に値する蓋然性が認められず、条例第7条第3号の規定による不開示情報に該当しない。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、国道449号線の安和栈橋付近における、審査請求人に係る道路占用許可申請書及び許可書4件、道路占用工事着手届2件及び道路占用工事完了届1件

(いずれも添付書類含む) である。

このうち審査請求人は、道路占用許可申請書及び許可書 4 件に記載された、当該国道の地下に埋設する圧送管の占用の目的、占用物件の規模、数量及び構造や、添付書類の敷設ルート図及び詳細図面のほか、業務概要、工事目的、工事の概要、ボックスカルバートの規模等、現場写真、交通安全対策図、工事現場位置図、着手前写真、工事看板等配置図、工事区間位置図や、道路占用工事完了届 1 件に記載された工事区間及び添付された着手前及び完了写真（以下「当該公文書」という。）の不開示を求めている。

審査会において、本件公文書をインカメラ審理により見分した結果、実施機関及び審査請求人ともに不開示と判断している箇所（道路占用許可申請書及び許可書 4 件に記載された施工者名、平面図、縦断図、横断図、履行版詳細図及び道路占用工事完了届 1 件に添付された施工中写真）については争いがないことから判断せず、争いがある箇所について、条例第 7 条第 3 号における不開示情報該当性を検討する。

2 条例第 7 条第 3 号該当性

条例第 7 条第 3 号は、法人等に関する情報の不開示情報等の要件を定めたものであり、「当該情報を公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については不開示とする旨を定めたものである。

当該公文書には、審査請求人が国道 449 号線の地下に埋設した圧送管及び地下に設ける通路ボックスカルバートの規模、構造、詳細図面等の情報のほか、工事概要、工事の目的及び現場写真等の情報が記載されている。

これらの情報について、審査請求人は、圧送管などの全長や大きさ等の設備規模情報により、人間の侵入が可能か推測されてしまうおそれや、第三者による設備の破壊行為等を被るおそれがあることを理由に不開示を求めているが、審査請求人の主張は確実性がなく、あくまで可能性があることについて述べたものであり、支障の程度も不明であるなど、法的保護に値する権利・利益が認められるとは言えないため、条例第 7 条第 3 号の規定による不開示情報に該当しない。

よって、これらの情報を公にすることにより、「当該法人等の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、開示が妥当である。

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

| 氏名 | 役職名等 | 備考 |
|--------|----------|--------------------|
| 井上 禎男 | 琉球大学教授 | 会長 ※令和2年3月27日まで |
| 儀部 和歌子 | 弁護士 | 会長職務代理者 |
| 渡名喜 庸安 | 琉球大学名誉教授 | 会長 ※令和2年3月30日から |
| 仲村 剛 | 弁護士 | |
| 新見 研吾 | 弁護士 | |
| 三浦 毅 | 琉球大学准教授 | |

審査会の処理経過

| 年月日 | 内容 |
|-----------|-----------|
| 令和元年10月8日 | 諮問書受理 |
| 令和元年12月9日 | 審議（第310回） |
| 令和2年1月15日 | 審議（第311回） |
| 令和2年2月20日 | 審議（第312回） |
| 令和2年3月25日 | 審議（第313回） |
| 令和2年6月3日 | 審議（第314回） |